

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
登録者定員超過による減算		
登録者数が運営規程に定められている利用定員を超えていること。	☐	該当
人員基準欠如による減算		
指定基準に定める員数の従業者を置いていないこと。 夜勤職員・宿直職員・サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供にあたる者の場合は、次のいずれかに該当しないこと。 ①指定基準に定める員数に満たない日が2日以上連続して発生していないこと。 ②指定基準に定める員数に満たない日が4日以上発生していないこと。	☐	該当
短期利用小規模多機能型居宅介護の算定		
(1)利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用小規模多機能型居宅介護を受けることが必要と認めた場合であって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が他の登録者の処遇に支障がないと認めた場合であること。	☐	あり
(2)利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内の利用期間を定めていること。 (利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)	☐	あり
(3)人員基準違反でないこと。	☐	該当
(4)サービス提供が過小である場合の減算を算定していないこと。	☐	該当
身体拘束廃止未実施減算		
身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。	☐	該当
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底していない。	☐	該当
身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	☐	該当
身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない。	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算		
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底していない。	☐	該当
高齢者虐待防止のための指針を整備していない。	☐	該当
高齢者虐待の防止のための研修を年1回以上実施していない。	☐	該当
高齢者虐待防止措置を適正に実施する担当者を置いていない。	☐	該当
業務継続計画未策定減算（令和7年3月31日まで経過措置）		
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。	☐	該当
過少サービスによる減算		
事業所が提供する通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たないことがないこと。	☐	該当
※登録者は、短期利用居宅介護費を算定する者を除く。		
初期加算		
(1)事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について加算していること。	☐	該当
(2)30日を超える入院後にサービスの利用を再開した場合も、同様に加算していること。	☐	該当
認知症加算（Ⅰ）		
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この項目において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。	☐	該当
当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催していること。	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。	☐	該当
当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。	☐	該当
認知症加算（Ⅱ）		
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下この項目において「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること	☐	該当
当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること	☐	該当
認知症加算（Ⅲ）		
日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上）	☐	該当
認知症加算（Ⅳ）		
要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ）	☐	該当
若年性認知症利用者受入加算		
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。	☐	該当
看護職員配置加算（Ⅰ）		
(1)専ら当該事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。	☐	該当
(2)看護職員配置加算（Ⅱ）（Ⅲ）を算定していないこと。	☐	該当
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
看護職員配置加算（Ⅱ）		
(1)専ら当該事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。	☐	該当
(2)看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定していないこと。	☐	該当
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当
看護職員配置加算（Ⅲ）		
(1)看護職員（看護師または准看護師）を常勤換算方法で1名以上配置していること。	☐	該当
(2)看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していないこと。	☐	該当
(3)定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当
看取り連携体制加算		
(1)看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ※「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても事業所から連絡でき、必要な場合には事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制をいう。	☐	該当
(2)看取り期における対応指針を定めていること。	☐	該当
(3)利用開始の際に、登録者またはその家族等に対して、看取り期における対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。	☐	該当
(4)医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者について、看取り期におけるサービス提供を行っていること。 ※医師の診断により、看取り期におけるサービス提供が開始することから、介護記録等に、その診断日や内容等について記載すること。	☐	該当

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
(5) 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態または家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者について、看取り期におけるサービス提供を行っていること。 ※本人または家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要であること。	☐	該当
(6) (4)により、看取り期におけるサービス提供を行っている登録者が入院する際、次の事項について利用者または家族等に説明し、文書で同意を得ていること。 ① 入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があること。 ② 事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えること。	☐	該当
訪問体制強化加算		
(1) 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。	☐	該当
(2) 算定日が属する月における提供回数について、当該事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。	☐	該当
(3) 事業所と同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が100分の50以上であって、かつ同一建物に居住する者以外の登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。 ※「同一建物に集合住宅を併設する場合」とは、当該事業所と構造上または外形上一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)を指すものであり、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しないこと。	☐	該当
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		
利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	☐	該当
日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐	該当
必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	☐	該当
・次に掲げるいずれかに適合すること。	☐	該当
地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。	☐	該当
障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。	☐	該当
地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	☐	該当
市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。	☐	該当
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）		
利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。	☐	該当
利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。	☐	該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算		
利用者に「認知症の行動・心理症状」が認められ、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると医師が判断し、医師が判断した当該日またはその次の日に利用を開始した場合。	☐	該当
介護支援専門員、受入事業所の職員と連携をし、利用者または家族との同意の上、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始。	☐	該当

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業所は判断を行った医師名、日付および留意事項等を介護サービス計画書に記録している。	☐	該当
利用開始日から起算して7日以内。	☐	該当
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		
(1)訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のものまたは当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士または医師が自宅を訪問せずにADLおよびIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行っている。 ※利用者のADL等の把握の方法 ①理学療法士等が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の事業所、医療提供施設の場において把握。 ②サービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握。	☐	該当
(2)サービス提供責任者は、当該理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画の作成を行っていること。 ※当該計画には理学療法士等の助言内容を記載する。 ※「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」には、生活機能アセスメントの結果のほか、下記の内容を記載しなければならない。 a.利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b.aの内容について3月を目途とする達成目標 c.bの目標を達成するための各月の目標 d.bおよびcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容(例:当該目標に係る生活行為の回数、当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数)	☐	該当
(3)本加算は(2)の計画に基づき、提供した初回の月に限り算定されるものである。	☐	該当
(4)翌月および翌々月は算定していないこと。(利用者の急性増悪等により見直した場合を除く。)	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
(5) 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者および理学療法士等に報告している。 ※再度、理学療法士等の助言に基づき訪問介護計画を見直した場合には、算定可能。	☐	該当
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		
(1) 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院・診療所・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。病院にあっては、許可病床数200床未満のものまたは当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士または医師が訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者宅を訪問する際に計画作成担当者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行っている。 ※カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ※カンファレンスは、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者および理学療法士等により実施されるもので差し支えない。	☐	該当
(2) 生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該計画に基づくサービスの提供を行っている。 ※「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」には、生活機能アセスメントの結果のほか、下記の内容を記載しなければならない。 a. 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b. aの内容について3月を目途とする達成目標 c. bの目標を達成するための各月の目標 d. bおよびcの目標を達成するに訪問介護員等が行う介助等の内容（例：当該目標に係る生活行為の回数、当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作の時間数）	☐	該当
(3) 本加算は(2)の計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度(1)の評価に基づき計画を見直している。	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
(4) 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者および理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得ている。	☐	該当
(5) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。	☐	該当
口腔・栄養スクリーニング加算		
（１）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	該当
（２）利用開始時および利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	☐	該当
栄養スクリーニング ①BMIが18.5未満である者 ②1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者または「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo11の項目が「1」に該当する者 ③血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ④食事摂取量が不良（75%以下）である者	☐	該当
（３）当該事業所以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できないこと。	☐	該当
（４）定員超過・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当
科学的介護推進体制加算		
(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。	☐	該当

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
(2) 必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、(1)に規程する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	☐	該当
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		
次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。 ①業務の効率化および質の向上または職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保 ②職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当
(2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化およびケアの質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。	☐	該当
(3) 介護機器を複数種類活用していること。	☐	該当
(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化およびケアの質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。	☐	該当
(5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	該当
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		
次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。 ①業務の効率化および質の向上または職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保 ②職員の負担の軽減および勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
(2) 介護機器を複数種類活用していること。	☐	該当
(3) 事業年度ごとに(2)および生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）～（Ⅲ）共通		
(1) 従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。	☐	該当
(2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的 に開催していること。	☐	該当
(3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		
次のいずれかに適合すること。 ①従業者（看護師または准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②従業者（看護師または准看護師を除く。）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。	☐	該当
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		
従業者（看護師または准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。	☐	該当

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費

※過去3年の間に請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
次のいずれかに適合すること。 ①従業者(看護師または准看護師を除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ②従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 ③従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いること。	☐	該当
処遇改善にかかる事項 ※令和6年5月までの旧加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	☐	該当
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	☐	該当
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	☐	該当
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	☐	該当
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	☐	該当
介護職員等ベースアップ等支援加算	☐	該当
処遇改善にかかる事項 ※令和6年6月からの新加算		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	☐	該当
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	☐	該当
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	☐	該当
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	☐	該当
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	☐	該当